**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年総務省財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。